

弔慰見舞金規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が支払う弔慰見舞金の支給について定めるものである。

第2条（支給事項の範囲）

この規程の支給事項の範囲は以下のとおりとする。

- （1）死亡弔慰金
- （2）供花等
- （3）弔電
- （4）その他見舞金

第3条（届出義務）

この規程により弔慰見舞金支給を受けるときは、所定の届出をしなければならない。ただし、本人死亡による死亡弔慰金支給についてはこの限りではない。

第4条（適用範囲）

この規程の適用を受ける者は、次の通りとする。

- （1）定款第5条第1項に規定する正会員及び第20条に規定する役員
- （2）本協会の専門委員会委員長
- （3）本協会の専門委員会委員で勤続3年以上の者
- （4）本協会の職員で勤続3年以上の者
- （5）その他会長が必要と認めた者

第5条（死亡弔慰金）

- 1 本協会は、前条に規定する者が死亡した場合、香典を支払うことができる。
- 2 正会員及び役員等の経験者が死亡した場合、香典を支払うことができる。この場合、業務執行役員会が支払いの要否を決議する。ただし、必要があると判断した場合、その要否を理事会に諮ることができる。
- 3 前項までに規定する香典の金額は、別表に定める。

第6条（供花等）

- 1 第4条に規定する者が死亡した場合、必要に応じて供花一対又は籠盛を供えることができる。
- 2 第5条第2項に規定する者が死亡した場合、必要に応じて供花一対又は籠盛を供えることができる。
- 3 前項までに規定する供花等の基準額は、別表に定める。

第7条（弔電）

- 1 第4条に規定する者が死亡した場合又はその家族が死亡した場合、本協会の会長名にて弔電を打つことができる。

- 2 前項の家族の範囲は配偶者又は一親等の直系親族とする。
- 3 第5条第2項に規定する者が死亡した場合、本協会の会長名にて弔電を打つことができる。
- 4 前項までに規定する弔電の基準額は、別表に定める。

第8条（その他見舞金）

- 1 第4条に規定する者が天変地異、火災等により甚大な罹災を受けた場合、必要に応じて見舞金を支給することができる。
- 2 前項に規定する見舞金の金額は、別表に定める。

第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年1月19日改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、令和4年9月22日改訂し、同日より施行する。

別表

★弔慰見舞金規程の金額等を以下のとおり定める。

金額一覧表

区 分	種 別	金 額	その他
本人の死亡	香 料	50,000円	弔電及び供花一對
本人の罹災	見舞金	10,000円 から	理事会の承認によ り、罹災状況に応じ て、金額の加算や金 銭以外の対応も可能 とする。

供花及び弔電

区 分	種 別	金 額	その他
本人の死亡	供 花	20,000円	基準額
本人及び家族の死亡	弔 電	6,000円	〃

★上記の金額の改正は、理事会において決議する。